

公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金 漁業担い手資格取得助成金交付要領

(趣旨)

第1 公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）は、岩手県内に居住し、新規漁業就業や漁業継承を進めている者が、着業や経営拡大等を進める際に必要となる資格取得に要する経費の一部について、予算の範囲内において担い手資格取得助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。その交付等については、この要領の定めるところによる。

(助成対象者)

第2 助成金の対象となる者は、新規漁業就業や漁業継承を進めている者（以下「漁業担い手」という。）とし、以下の要件を全て満たしている者。

- (1) 45歳未満の者（いわてアカデミー研修修了生を除く）
- (2) 新規漁業就業や漁業継承を進めており所管漁業協同組合から副申書を得られる者。
- (3) すでに漁業就業している場合は就業5年以内の者。

(交付対象等)

第3 助成金の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4 助成金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、基金の代表理事（以下「代表理事」という。）が別に定める日までに提出するものとする。

(交付の条件)

第5 交付の条件は、次のとおりとする。

該当する資格について、漁業担い手が取得に必要な講習・試験を適切に受講・受験し、当該資格を取得したと認められた場合。

(実績報告)

第6 実績報告書の様式は、別記様式第2号によるものとし、漁業担い手が資格取得後20日以内に代表理事に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第7 代表理事は、第6の報告を受けた場合には、その報告に係る助成内容の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、漁業担い手に通知するものとする。

(助成金の交付方法)

第8 助成金は、助成金の額の確定後に交付するものとする。

(助成金の返還)

第9 代表理事は、次に掲げる条件に該当した場合は、交付した額の一部又は全額の返還を命ずるものとする。

- (1) 漁業担い手が、明らかに資格取得のみを対象とし、漁業に就業する意思が認められない場合
- (2) 漁業担い手が1年以内に2年間漁業に雇用就業又は独立・自営就業しなかった場合
- (3) 虚偽の申請等を行った場合

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

別表

区 分	対 象 経 費	補助率等
1 小型船舶操縦士技能講習免許取得	資格取得に要する経費のうち次に掲げるもの。ただし、初回の講習・受験費のみを対象とし、講習不履行、試験の不合格等により発生した追加の講習費用は対象としない。	1人あたり 10万円以内 (1/2以内)
2 海上特殊無線技士免許取得		
3 フォークリフト運転技能講習資格取得	1 講習料	
4 小型移動式クレーン運転技能講習資格取得	2 テキスト料	
5 スクーバ(自給式水中呼吸装置)によるオープンウォーター講習認定証(Cカード)取得	3 資格・免許試験受験料	
6 潜水士免許技能講習免許取得		
7 その他代表理事が認める資格等		

